

市川町教育委員会要綱 第2号

いちかわ図書館雑誌スポンサー制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市川町有料広告掲載の取扱いに関する要領（平成20年要領第2号）の規定に基づき、いちかわ図書館（以下「図書館」という。）におけるいちかわ図書館雑誌スポンサー制度（以下「雑誌スポンサー制度」という。）の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(雑誌スポンサー制度)

第2条 雑誌スポンサー制度とは、広告の掲載を希望する者（以下「広告主」という。）が提供する雑誌の最新号のカバーに広告を表示し、図書館利用者の閲覧に供する制度をいう。

(雑誌の選定)

第3条 広告主は、図書館が作成した雑誌リストの中から、提供する雑誌を選定するものとする。

(広告の規格等)

第4条 広告の規格及び位置等は、次のとおりとする。

- (1) 最新号カバーの裏面に、片面印刷の広告チラシを1枚挿入することとする。
- (2) サイズは最新号カバーに収まるものとする。
- (3) 表示期間中は、広告の内容を変更することができるものとする。

(広告表示期間)

第5条 広告を表示する期間は、雑誌が提供された日から1年間とする。ただし、期間満了の2か月前までに図書館又は広告主のいずれかから解約の意思表示がない場合は、自動的に継続するものとする。

(申込方法)

第6条 雑誌スポンサー制度に申込みを希望する者（以下「申込者」という。）は、いちかわ図書館雑誌スポンサー制度申込書（様式第1号）に必要事項を記入し、次に掲げる書類を添えて教育長に提出するものとする。

- (1) 会社概要
 - (2) 広告案
- 2 申込みは随時、受付けるものとする。
 - 3 同一の雑誌について、申込みが重複した場合は、申込み日の早いものを優先とする。

(広告主の決定)

第7条 教育長は、前条の申込書の提出があったときは、広告掲載の可否を決定し、いちかわ図書館雑誌スポンサー制度通知書(様式第2号)により、申込者に通知するものとする。

(広告主の責務)

第8条 広告主は、掲載した広告の内容に関する一切の責任を負うものとする。

(支払方法)

第9条 広告主は、雑誌の購入代金を次に掲げる支払方法により、図書館指定の納入業者に直接支払うものとする。

(1) 支払は、一括先払いとする。

(2) 振込手数料等の支払に必要な一切の経費は、広告主の負担とする。

(雑誌の休刊等)

第10条 広告主が提供した雑誌が、休刊又は廃刊したときは、図書館と協議の上、別の雑誌に振り替えるものとする。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、図書館と広告主において協議の上、定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。